

河内長野市議会交際費の支出基準等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、議会交際費の適正かつ公正な執行を図るとともに、執行状況の透明性を高めるため、その支出の基準及び交際費の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第2条 議会交際費は、次の支出区分、支出内容及び支出金額に基づき支出するものとする。

支出区分	支出内容	支出金額
慶祝	公共的団体の行事へのお祝い等に係る費用	1万円を限度とする。
弔慰	市議会・市政関係者等に対する供花等に係る費用	地域の慣習による。 但し、区分は別表による。
会費	公共的団体等の行事（飲食を伴う総会など）への参加費	会費等の明示がある場合はその金額とし、明示のない場合は1万円を限度とする。
その他	上記以外の場合で、交際上特に支出する必要があると認められるもの	1万円を限度とする。

(公開)

第3条 議会交際費の公開は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出月日
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容（河内長野市情報公開条例（平成9年河内長野市条例第2号）第7条に規定する不開示情報を除く。）

2 前項の公開は、市ホームページに掲載するとともに、その他の適切な方法により行うものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか議会交際費の支出及び公開に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に支出する議会交際費について適用する。ただし、第3条の規定は、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

(別表)

区 分	(第1種) 供花・線香・ 弔慰文	(第2種) 線香・弔慰文	(第3種) 弔慰文
・市議会議員 ・特別職	本人	配偶者・父母・祖父母・子(同居)・義理の父母・その他同居の親族	
・元市議会議員		本人・配偶者・父母・その他同居の親族	
・元特別職		本人・配偶者・父母・その他同居の親族	
・行政委員会の委員	本人	配偶者・父母・その他同居の親族	
・元行政委員会の委員		本人・配偶者・父母	
・市職員		本人	配偶者・子・父母・義理の父母

・各学校長・教頭		本人	配偶者・子・ 父母・義理の 父母
・嘱託職員			本人
・消防団長・副団長	本人	配偶者・父母・そ の他同居の親族	
・元消防団長・副団長 ・消防分団長以下の団員 ・各種団体の長 ・民生委員・児童委員 ・各種団体の役員委員		本人	

※特別職とは、市長、副市長、教育長、参与をいう。

※行政委員会の委員とは、教育委員、選挙管理委員、識見監査委員、公平委員、固定資産評価審査委員、農業委員をいう。

※親族への対応については、本人生存中のみとする。

※上記区分以外の事例については、議長並びに関係各機関と調整の上、必要に応じて行う。